

3 経営革新等支援業務の実施に当たって配慮す

べき事項

- 一 国が配慮すべき事項

イ〜へ 「略」

ト 国は、認定経営革新等支援機関の最新の

活動実態等を把握するとともに、中小企業

・小規模事業者が各認定経営革新等支援機

関の実績や支援事例等を把握できるよう情

報提供を行う。

チ 「略」

二・三 「略」

4〜6 「略」

7 情報処理支援業務の内容に関する事項

3 経営革新等支援業務の実施に当たって配慮す

べき事項

- 一 国が配慮すべき事項

イ〜へ 「略」

「新設」

ト 「略」

二・三 「略」

4〜6 「略」

「新設」

経営能率の相当程度の向上を行おうとする中
小企業者等に対する情報処理を行う方法に係る
指導、助言、情報の提供その他の情報処理に関
する支援を行うこととする。

8|| 情報処理支援業務の実施体制に関する事項

一|| 行おうとする情報処理支援業務を長期間に
わたり継続的に実施するために必要な組織体
制（管理組織、人的配置等）を有しているこ
と。

二|| 行おうとする情報処理支援業務を長期間に
わたり継続的に実施するために必要な事業基
盤（財務状況の健全性）を有していること。

9|| 情報処理支援業務の実施に当たって配慮すべ

〔新設〕

〔新設〕

き事項

一 国等が配慮すべき事項

イ 国、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人情報処理推進機構は、情報処理支援業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努め、中小企業者等の経営能率の相当程度の向上のための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、情報処理支援業務を行う者の認定の申請等に係る手続の簡素化に努めるものとする。

二 認定情報処理支援機関が配慮すべき事項

イ 認定情報処理支援機関は、自らが支援を

行った中小企業者等の状況の把握を行い、実施した情報処理支援業務の効果の測定に努めること。

ロ 認定情報処理支援機関は、情報処理支援業務の実施に当たって、合理的な理由なく特定の中小企業者等を支援の対象から外すことのないようにすること。

ハ 認定情報処理支援機関は、情報処理支援業務の円滑な実施の観点から、経営革新等支援機関との連携を図るとともに、外部支援機関（独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人情報処理推進機構等）の知見を活用し、必要に応じてこれらの者と

連携を図ること。

ニ 認定情報処理支援機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

ホ 認定情報処理支援機関は、自らのサイバーセキュリティの確保を図ること。

ヘ 認定情報処理支援機関は、中小企業者等が複数の情報サービスを組み合わせ利用できるよう、また、異なる情報サービスへの移行を円滑に行うことができるよう配慮をすること。

第6・第7 [略]

第6・第7 [略]